

【平成25年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成25年6月20日 総務委員長 尾作 均

○「議案第62号 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第63号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案の改正によって、都市再生特別措置法の規定による管理規定に係る備蓄倉庫の固定資産税については、軽減措置の特例を定めることとなっているが、本市においては、川崎殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域及び川崎駅周辺地域の3地域のみと限定されている。本来、帰宅困難者対策は災害対策関連法の中で位置付けられるべきものと考えられること、また、武蔵小杉駅や武蔵溝ノ口駅のような大規模な駅のある地域でさえも対象外としていることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第78号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第79号 川崎市立高等学校入学選考料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも川崎高等学校附属中学校の新設に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 入学者の決定に当たっての基本的な考え方について

中高一貫教育校の教育理念に照らし合わせて、学ぼうとする意欲や目的意識を重視しながら、総合的かつ公正に入学者を選考していきたいと考えている。

* 学校説明会の参加人数について

昨年夏に行った学校説明会では、児童・保護者を合わせて2,760名の参加があった。今夏にも説明会を実施する予定である。

* 入学者の選考業務への対応について

説明会の参加者数等の状況を踏まえ、入学者の選考に当たっては、日程等を考慮し、必要となる施設の確保や適切な人員配置を行い対応していきたいと考えている。

* 面接の実施方法について

面接の実施方法については、現在検討中であり、志願者数により、個人面接ではなく、集団面接等の手法を検討していきたいと考えている。面接実施に際

しては、面接を行う面接員になる職員に対して、詳細に説明や研修等を行い、公平・公正な選考が行われるようにしていきたい。

*** 面接、評価の客観性の保障について**

入学者の選考に際しては、作文を含めた適性検査、面接、小学校が作成する調査書を資料とし、入学者を決定する予定である。選考に当たっては、問題づくり、面接等において客観性が保障されるよう熟慮したいと考えている。

*** 中高一貫教育校によるエリート校化への懸念について**

本市としては、中高一貫教育校により進学に特化したエリート校化を目指しているのではなく、他の学校同様、特色・特性をいかした教育を展開していくことが大切であると考えている。今回開設となる川崎高等学校附属中学校についても、特色・特性をいかし、体験、探究的な学習、課題解決的な学習を展開していくことを重視するものと考えている。

*** インテルティーチの導入について**

インテルティーチは、授業方略の視点、プロジェクト型学習の視点、評価の視点、カリキュラム構成質問の視点、テクノロジー活用の視点を持った教授法であり、インテルティーチにより、本市の教育活動の充実を目指す観点から、本中高一貫教育校に導入するものである。本校については、ICT環境について充実が図られていることから、先行的に可能性を探る意味で導入をするもので、今後は、本中高一貫教育校での成果を検証しつつ、他校での実施も検討していきたいと考えている。

《意見》

* 経済的な理由で、私立高校に入学できない生徒がいる中で、市立学校の在り方として、子どもの持つ可能性を刺激し、変化の激しい時代を生き抜く子どもを育成するという観点からも、本中高一貫教育校の取組については期待しており、積極的に取組を進めてほしい。

* 公立学校の在り方から、入学者の選考方法については、公平・公正の観点から抽選とすべきであるとする。また、中高一貫教育校により学力の差別化等が必然的に起こることが予想され、会派として、過去から中高一貫教育校については反対してきたため、いずれの議案についても賛成できない。

《議案第78号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第79号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第80号 川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 学習費の不足額の算出方法について**

文部科学省による平成22年度の子どもの学習費調査から、学校教育にかかる費用を把握し、国による私立の高等学校に通う生徒への就学支援金や県によ

る私立高等学校等生徒学費補助金を差し引いた金額を教育費の不足額として算出し、公立高等学校、私立高等学校それぞれの学年別に不足額の算出を行った。

*** 給付金額算定に関する考え方について**

奨学金制度の見直しに当たっては、奨学金の給付方式を維持したままの支援といった観点から検討を行ったところ、市としての公的な支援としては、修学旅行等の行事や学習教材といった学校教育費に関する不足分を充足すべきといった考えから、給付費の積算を行った。

*** 一人当たりの給付額の減額による奨学金制度の効果への影響について**

今回の条例改正により、一人当たりの給付額の減額が生じるが、改正前までの定員の制限によって、同様の成績や世帯収入状況であっても、審査により給付が受けられなかった生徒が、条例改正によって、申請基準等を設けることにより受給が可能となる。奨学金制度の意義や効果については今後も継続していくものと考えている。

*** 入学準備金の給付時期について**

本条例の改正により新設する入学準備金については、中学生に向けて、秋に予約募集を行い、条例上、高校生の就学支援といった規定から、入学後速やかに給付するものである。

*** 奨学金を受給している世帯への費用面等に関するアンケート調査の実施について**

制度の見直しに当たって、意向に関するアンケート調査等を行ったが、詳細な年収や家計、費用面等についての調査は、行えていない状況である。今後の国の動向を考慮しつつ、今後、各世帯の学習費等の検証については、検討の必要があると考えている。

《意見》

* 高校入学に際しての費用は、各世帯にとって重い負担になると思われるため、入学前に入学準備金が給付されるよう、給付時期を検討してほしい。

* 本条例の改正後、奨学金を受給している世帯の声や意見を調査し、今後の奨学金制度の在り方等について継続的に検討を行ってほしい。

* 本条例の改正後も給付方式を維持したことは評価するが、誤った行財政改革と考える。他都市でも成績基準を3.5と設けているところは少なく、今回の改正については、奨学金の目的、趣旨に背くものだと思われ、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第82号 同報系防災行政無線設備デジタル化再整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

*** 応札者について**

落札した日本電気株式会社神奈川支社のほかに、田中電気株式会社神奈川営業所、日本無線株式会社神奈川営業所、東芝通信インフラシステムズ株式会社

等である。

*** 本工事の入札状況について**

本工事の落札金額は、12億3,374万円で落札率が83.7%である。予定価格の90%である13億2,660万円を下回ったため、低入札価格調査を行った。

*** 本工事に関係する設備の保守点検業者について**

今回の契約の内容は設備改修等であり、保守点検業務は含まれておらず、別途契約を締結する予定である。

*** 本工事の下請け業者について**

現在のところ、下請け業者については未定であり、今後決定されていくものと考えている。

*** 現施設の撤去工事の別発注の検討について**

再整備工事を行うに当たり、経済的効率やスケジュール管理等を考慮したため、撤去工事は本工事契約の中に含み、一括で発注することとした。

*** デジタル通信方式による電波の受信しにくい地域の対策及びアナログ通信方式とデジタル通信方式の併用による弊害について**

再送信子局を市役所第3庁舎と高津区下作延7丁目29号先の2か所に新設することにより、デジタル通信方式の電波が受信しにくい地域の対策を行う予定である。アナログ通信方式とデジタル通信方式の併用による通信の弊害はないものと考えている。

*** 屋外受信機等の音達範囲の検証について**

本工事により音達範囲の拡大を図る予定であり、工事後、音達範囲を確認する予定ではあるが、建物の過密化、住宅の遮音性の向上及び地形により、屋外受信機等の放送を全ての地域で聴くことは困難であると認識している。そのため、現状と同様、工事後についても、防災テレホンサービスやメールニュースかわさき等の様々な媒体により、情報が入手可能となるよう努める予定である。

《意見》

* 保守点検業務については、別発注によるものであるとのことであるため、地元業者に発注できるような条件等の仕組みづくりを進めてほしい。また、撤去工事については、契約後、下請けに地元業者を利用してほしい。

* 屋外受信機等の設備については、設置当時と町並みが変わり、当時と比べて音の聞こえにくい箇所等も発生してきていると思われる。その点については十分考慮し、本工事後も音達範囲等の検証を行い、柔軟に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第88号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 今後の契約内容の見直しについて

現在は契約締結時の規模よりも児童数等が大幅に増加し、学校規模が大きくなっているため、小学校給食業務費の見直しについて協議していきたいと考えている。

《意見》

- * 会派として、P F I 事業の導入について反対してきた経過があり、また小中一貫教育校の実施に当たって、小学5年生から習熟度別学習を行うとし、児童、生徒の学力による差別化を懸念していた。現時点においてもその懸念は払拭されていないと思われ、本議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第90号 平成25年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第92号 川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本年9月30日に退職した場合と来年3月31日に退職した場合の支給額の比較について

本年9月30日に退職した場合と来年3月31日に退職した場合とでは、退職手当、月額給与及び期末・勤勉手当を含めると来年3月31日に退職した場合の方が、約237万円多いと算出している。

- * 本年9月30日までの駆け込み退職の想定について

本条例の改正については、他の自治体で発生したいわゆる駆け込み退職の状況とは異なり、本年9月30日に退職するよりも、年度末まで勤務した場合の方が、総収入としては多くなるように施行時期を設定しているため、制度としては、駆け込み退職はないものと考えている。

- * 来年以降における駆け込み退職の想定について

経過措置により、平成27年度まで年度ごとに退職手当の支給率が減少するが、減額前の退職手当の金額と各年度末まで勤務した場合の総収入を比較した場合、年度末まで勤務した場合の総収入の方が上回るため、制度的には駆け込み退職は発生しないものと考えられる。仮に何らかの個人的事情で退職が発生した場合においても、職員の新規採用の時期でもあり、市民生活に影響はないものと考えている。

- * 住宅ローン等を利用している職員への影響について

退職手当は、勤続報償という性格に加え、退職後の生活を保障するための生活保障という性格、職員が在職期間中に受け取るべきであった賃金部分を退職に際して受け取るものとする賃金後払いという性格を併せ持つものと考えている。その中でも職員の長年にわたる公務への貢献に対する勤続報償を基本的性

格としているものであるため、住宅ローン等については考慮していないものと考えている。

* 国家公務員の給与が7.8%削減されることによる本市職員の給与への影響について

市職員の給与については、本市で独自に判断すべきものであると考えており、本市の行財政改革の取組、地方交付税への影響、他都市の状況等を踏まえ慎重に扱うべきものと考えている。また、給与を削減しないことに対するペナルティーについてはないものと考えている。

《意見》

* 公務員の退職手当を削減することにより、民間企業の従業員の退職手当等への影響が考えられ、また今後、消費税の増税等が実施される予定である情勢の中、デフレ脱却のためには退職手当を削減すべきではないと思われるため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「請願第44号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認

- 「義務教育費の財源確保等に関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出

- 「特別養護老人ホーム及び保育所の整備における定期借地権を利用した県有地の貸付けに関する意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出